



			まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	限度額
体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	円 1,980	円 2,590	円 3,280	円 4,590	円 5,870	円 7,850	屋外照明設備を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額	
		一般	3,940	5,180	6,550	9,130	11,750	15,700		
	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	1,010	1,280	1,620	2,300	2,920	3,940		
		一般	2,040	2,590	3,280	4,630	5,870	7,910		
	区分使用 (4分の1面)	児童、生徒及び学生	540	660	800	1,220	1,490	2,040		
		一般	1,090	1,350	1,620	2,440	2,990	4,080		
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び学生	1,830	2,440	3,060	4,290	5,530	7,370		
		一般	3,690	4,900	6,140	8,610	11,080	14,760		
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1台ごとに190円							
一般		1時間までごとに1台ごとに410円								
第2卓球室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに340円							
	一般		1時間までごとに660円							
陸上競技場	児童、生徒及び学生		円 1,490	円 1,980	円 1,980	円 3,470	円 3,940	円 5,450		
	一般		2,990	3,940	3,940	6,970	7,910	10,950		
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び学生	7,370	9,850	9,850	17,250	19,710	27,080		
		一般	14,760	19,710	19,710	34,460	39,400	54,200		
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに590円							

		一般	1時間までごとに1面ごとに1,220円					
ゲート ボール 場	全面使用	児童、生徒 及び学生	円 1,620	円 2,170	円 2,170	円 3,820	円 4,360	円 6,010
		一般	3,280	4,360	4,360	7,630	8,760	12,060
	区分使用	児童、生徒 及び学生	1時間までごとに1面ごとに290円					
		一般	1時間までごとに1面ごとに540円					
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生	円 800	円 1,090	円 1,090	円 1,890	円 2,170	円 2,990	
	一般	1,620	2,170	2,170	3,820	4,360	6,010	

別表第2の2(2)備考中「9時前の」を「9時前及び9時から12時までの」に改める。

別表第2の3中表の部分の部分を次のように改める。

区 分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
第1会議室	円 1,760	円 2,300	円 2,990	円 4,080	円 5,310	円 7,110
第2会議室	1,760	2,300	2,990	4,080	5,310	7,110
第1教養室	1,490	2,040	2,590	3,540	4,630	6,140
第2教養室	1,090	1,350	1,760	2,440	3,140	4,210
第1研修室	1,620	2,170	2,730	3,820	4,900	6,550
第2研修室	2,040	2,590	3,280	4,630	5,870	7,910
第3研修室	2,040	2,590	3,280	4,630	5,870	7,910
創作室	1,620	2,040	2,590	3,690	4,630	6,280
陶芸室	1,890	2,590	3,280	4,500	5,870	7,770
音楽室	2,040	2,730	3,400	4,770	6,140	8,200
調理実習室	2,440	3,140	3,940	5,600	7,110	9,560
こども広場	1,760	2,300	2,990	4,080	5,310	7,110

別表第2の3備考中「9時前の」を「9時前及び9時から12時までの」に改める。

別表第2の4中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額					附属の設備の利用 料金の上限額
		9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	
入場料等を徴収しない場合		円 4,080	円 5,450	円 6,810	円 9,560	円 12,300	円 16,410
入場料等を徴収 する場合	興行として行う ものでない場合	6,140	8,200	10,240	14,370	18,440	24,620
	興行として行う ものである場合	12,300	16,410	20,520	28,720	36,950	49,260

別表第2の4備考2中「9時前の」を「9時前及び9時から12時までの」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。